

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和元年 6月 25日	
大分県知事 様	
提出者 住 所 北九州市小倉北区貴船町3番1号 名 称 大和ハウス工業(株) 北九州支社 氏 名 支社長 西田 宏二 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 093-932-7807	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大和ハウス工業株式会社 北九州支社
事業場の所在地	福岡県北九州市小倉北区貴船町3番1号
計画期間	2019年4月1日から2020年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成予定工事高 22,587 (百万円)
③従業員数	172人 (正社員)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度(30年度)実績】 別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ○全支店共通して数量拾い出し精度向上の勉強会を実施し仕切りの数量の精度を上げ、更なる産廃の削減に努めた。 ○産業廃棄物関連勉強会などの開催及び参加など。		
② 計画	【目標】 別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ○廃棄物の発生抑制に考慮した工事方法を引続き検討・採用する。 ○現場搬入材のプレカットの採用種類を増やす。 ○部材仕切りの精度を上げ余剰材の削減に努める。 (引続き余剰材の調査をする) ○仮設材のリサイクル(工場デポ)で産廃発生を抑制する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類、ガラス陶磁器くず、コンクリートくず、アスファルトくず、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、汚泥		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類、ガラス陶磁器くず、コンクリートくず、アスファルトくず、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、汚泥		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】                      別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ○定期的に収集運搬会社・中間処理場・埋立処分場の視察を行い、リサイクル率の見直しと指導を行った。 ○優良認定業者への委託量を増やし更なるリサイクル向上に努めた。 ○現場廃棄物パトロールを実施し分別などの勉強会をした。		

②計画	<b>【目標】</b>	別紙参照	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>○引き続き、産業廃棄物処理委託業者の施設や事務所等の視察・指導を行い、リサイクル率の向上に努める。</p> <p>○現場パトロールや事務所での産廃の分別の教育などを実施し、廃棄物抑制の指導を徹底する。</p> <p>○産廃業者を厳しく選定し業者相互の向上を図る。</p> <p>○優良認定業者への委託量を増やしリサイクル率の向上を図る。 (優良認定登録へ指導していく)</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



【処理工程】

(大和ハウス工業(株)北九州支社)





